介護老人保健施設こうのとり 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設こうのとり(以下「当施設」という。)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態)と認定された利用者(以下単に「利用者」という。)に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

- 第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用同意書を当施設に提出したのち、利用開始日以降から効力を有します。 但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。
 - 2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって繰り返し当施設の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を利用すことができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2及び別紙3(本項において「本約款等」といいます。)の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

- 第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人 を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
 - ① 行為能力者(民法20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。)であること。
 - ② 弁済をする資格を有すること。
 - 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額10万円 の範囲内で、利用者と連携して支払う責任を負います。
 - 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取って、いただくことができます。
 - 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは 他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為 を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に 代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合 はこの限りではありません。
 - 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無ならびにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表明をすることにより、利用者の居宅サービス (介護予防サービス)計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション (介

護予防通所リハビリテーション)利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス(介護予防サービス)計画作成者に連絡するものとします(本条第2項の場合も同様とします)。

- 2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に 反する場合は、この限りではありません。
- 3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

- 第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) サービスの利用を解除することができます。
 - ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
 - ② 利用者の居宅サービス (介護予防サービス) 計画で定められた利用時間数を超える場合。
 - ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを 督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合。
 - ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション)サービスの提供を超えると判断された場合。
 - ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合。
 - ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。 鴻巣市

(利用料金)

- 第7条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い、必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。
 - 2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月の利用料請求書を毎月 10日頃に発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は連帯して、当施 設に対し、当該合計額を支払うものとします。
 - 3 支払方法は原則口座振替です。サービス利用月の翌々月12日に、ご指定の口座より振替ます(12日が土日・祝日に重なる場合は、銀行の翌営業日)。当施設の指定口座への振込や窓口にて現金でお支払していただく場合は、前月の利用料請求書到着後、その月の末日までに支払うものとします。
 - 4 当施設は、利用者又は身元引受人から1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、 利用者及び身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第8条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。(診療録については、5年間保管します)
 - 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
 - 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 4 前項は、当施設が身元引受人に対して、連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
 - 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第9条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第10条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
 - ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
 - ② 居宅介護支援事業所・地域包括支援センター等との連携。
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等。
 - ⑤ 生命・身体の保護の為必要な場合(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)
 - 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

- 第11条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力 医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。
 - 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身 元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第12条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機 関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する 者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第13条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

- 第14条 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) の提供に伴って当施設の 責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。
 - 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受 人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第15条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、 利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

<別紙1>

介護老人保健施設こうのとりのご案内 (令和 05 年 07 月 01 日現在)

- 1. 施設の概要
- (1) 施設の名称等

・施設名 鴻巣介護老人保健施設こうのとり

・開設年月日 平成9年9月1日

・所在地 埼玉県鴻巣市八幡田868-1
 ・電話番号 048-596-2222
 ・FAX番号 048-596-7326

· 管理者名 施設長 蓮江郁夫

・介護保険指定番号 介護老人保健施設(1151780022号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での必要な医療と日常生活上のお世話などすることで、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

【介護老人保健施設こうのとりの運営方針】

「高齢社会に対応する為、家庭的な雰囲気のもとに個性に合わせて、医療ケアと生活 サービスを総合的に行うとともに、日常生活能力を可能な限り維持・回復し、自立 できるよう支援し、家族と施設との密接な連携により家庭復帰の促進をはかる」

(3) 施設の職員体制(常勤換算による)

医師 1人

介護職員1人以上理学療法士・作業療法士1人以上

- (4) 通所定員 20名
- 2. サービス内容
- ① 通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 計画の立案
- ②食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)
 - 昼食 12時00分~13時00分
- ③ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。)
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 基本時間外施設利用サービス(何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス 計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用)
- 10 その他
- *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速や かに対応をお願いするようにしています。

『協力医療機関』

- ・名 称 こうのす共生病院
- ・住 所 鴻巣市上谷2073-1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」又は「緊急連絡表」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

・ 飲酒・喫煙 施設内での飲酒・喫煙は禁止とする

・ 火気の取扱い 禁止とする

・ 設備・備品の利用 利用後は元の場所に戻し、丁重に扱って下さい

・ 所持品・備品等の持ち込み 必要最低限にすること

・ 金銭・貴重品の管理 金銭の貸借、賭け事は禁止とする

宗教活動 禁止とするペットの持ち込み 禁止とする

5. 非常災害対策

・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動放送設備等

·防災訓練 年2回

·防火委員会 年8回

6. 禁止事項

当施設では、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、所定の場所に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。また、下記においても受付けいたしております。

鴻巣市役所 介護保険課 (048-541-1321) 埼玉県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 (048-824-2568)

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) について (令和06年06月01日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)についての概要

通所リハビリテーションについては、要介護者(介護予防通所リハビリテーションにあっ ては要支援者)の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス(介護予 防サービス)計画に基づき当施設をご利用いただき、機能訓練並びに日常生活上のお世話を 行い、利用者の心身の機能の維持・回復、及び利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽 減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆ る職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション) 計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の 希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

- 3. 利用料金
 - 1割負担の方は、合計金額(総単位数)に × 鴻巣市地域加算 1.033 が掛かります。
 - 2割負担の方は、合計金額(総単位数)に × 鴻巣市地域加算 2.066 が掛かります。
 - 3割負担の方は、合計金額(総単位数)に × 鴻巣市地域加算 3.099 が掛かります。
- (1) 通所リハビリテーションの基本料金「6時間以上7間未満]
 - ① 施設利用料(以下は1日当たりの自己負担分です)

要介護 1 715円 要介護 2 850円 要介護3 981円

要介護4 1,137円

要介護 5 1,290円

② リハビリテーション提供体制加算 24円

理学療法士、作業療法士の数が当該事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごと に1以上配置している場合

③ 入浴介助加算 I

40円 ④ サービス提供体制強化加算 I 22円

⑤ 多職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合 リハビリテーションマネジメント加算ロ 593円(6月以内) リハビリテーションマネジメント加算ロ 273円(6月紹)

⑥ 短期集中個別リハビリテーション実施加算 110円 退院(所)日・認定日から3月以内

⑦ 若年性認知症利用者受入加算

60円

⑧ 栄養改善加算(月2回を限度)

200円(1回につき)

⑨ 口腔・栄養スクリーニング加算 I

20円(6月に1回を限度)

利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を 行い当該情報を介護支援専門員に提供している場合。

口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ

5円(6月に1回を限度)

栄養改善加算を算定している場合に口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、 当該情報を介護支援専門員に提供している場合。

⑩ 重度療養管理加算

100円

要介護度3又は4・5であって、別に厚生労働大臣が定める状態であるものに対して、 医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合。

- イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
- ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
- ハ 中心静脈注射を実施している状態
- ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
- ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
- へ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の4級以上であり、 ストーマの処置を実施している状態
- ト 経鼻胃管や胃ろう等の経腸栄養が行われている状態
- チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
- リ 気管切開が行われている状態
- ① 退院時共同指導加算

600円

リハビリテーション事業所の理学療法士等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加し、 共同指導を行った場合。

- ② 事業所が送迎を行わない場合、片道につき47円減算する。
- ③ 介護職員処遇改善加算 I として、介護職員の処遇改善の為に、当該月の総単位数に 4.7% を乗じます。(1月につき)
- ④ 通常の事業の実施地域を超えた地域の利用者に行った場合 5%を加算
- (2) 介護予防通所リハビリテーションの基本料金 [6時間以上7時間未満]
 - ① 施設利用料(以下は1月当たりの自己負担分です)

・要支援1 2,268円

・要支援2 4,228円

② サービス提供体制強化加算 I 要支援 1 88円

要支援 2 176円

③ 栄養改善加算 200円

④ 口腔・栄養スクリーニング加算 I

20円(6月に1回を限度)

利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を 行い当該情報を介護支援専門員に提供している場合。

口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ

5円(6月に1回を限度)

栄養改善加算を算定している場合に口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い、 当該情報を介護支援専門員に提供している場合。

⑤ 若年性認知症利用者受入加算

240円

- ⑥ 介護職員処遇改善加算 I として、介護職員の処遇改善の為に、当該月の総単位数に 8.6% を乗じます。(1月につき)
- ⑦ 退院時共同指導加算

リハビリテーション事業所の理学療法士等が、医療機関の退院前カンファレンスに参加し、 共同指導を行った場合。

⑧ 利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間について利用した場合、支援1は120円、要支援2は240円を減算する。

(3) その他の料金

 食費(昼食・おやつ) 	6 5 0 円
② 日用消耗品 (シャンプー・タオル・石鹸等)	130円
③ 教養娯楽費等 (趣味材料費·演芸会費用·諸行事費用等)	130円
④ 理容代	実 費
⑤ 紙オムツ (施設の物を使用した場合)	80円
⑥ パッド (施設の物を使用した場合)	15円

⑦ 通常の事業の実施地域を越えて 10 k m未満の場合1 5 0 円/片道(税別)通常の事業の実施地域を越えて 10 k m以上の場合2 0 0 円/片道(税別)

200円/片道(税別)

(4) 支払い方法

毎月10日頃に、前月の利用料請求書を送付します。サービスご利用月の翌々月12日 (12日が土日・祝日に重なる場合は、銀行の翌営業日に振替)にご指定口座より振替 させていただきます。 手続き完了までに2ヵ月ほどかかります。それまでは窓口にて現金 もしくは銀行振り込みでお支払下さい。